

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、銀行業としての社会的責任と公共的使命を認識し、健全経営の維持、経営の透明性の確保などを通じて地域社会の信頼を確立し、地域社会の繁栄と経済の発展に貢献したいと考えております。
その実現のために、経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制システムを構築し、役職員全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示に取り組むなど、コーポレートガバナンスの充実に向けた各種施策を継続的に実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,615,000	5.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,962,206	4.71
明治安田生命保険相互会社	6,047,187	3.18
東京海上日動火災保険株式会社	5,600,726	2.94
山梨中央銀行職員持株会	4,913,273	2.58
株式会社損害保険ジャパン	3,549,000	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,395,000	1.78
株式会社常陽銀行	3,217,000	1.69
富国生命保険相互会社	3,000,000	1.57
学校法人帝京大学	2,977,000	1.56

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
細田 明男	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
細田 明男	独立役員	県内の複数の企業の取締役を歴任。その豊富な経験と見識を活かし、外部の立場から客観的かつ大局的な視点に立って助言を十分に行っており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

平成21年度中に開催の取締役会14回すべてに出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

定期的また随時に監査上の重要ポイントについての意見交換会を実施し、相互の監査計画及び監査の結果等に係る情報を共有し、併せて監査役による会計監査人の監査現場への立会いなどにより連携を深めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

三様監査の一環として重要視しております。
・定期的な意見交換会 頻度：月1回

- ・監査(検査)結果の監査役への報告
- ・時宜に合った情報交換

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
武田 與光	他の会社の出身者					○				
高野 孫左工門	他の会社の出身者					○				
古屋 俊仁	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
武田 與光	――	当行と取引関係のある企業の業務執行者ではありませんが、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、選任しております。
高野 孫左工門	――	当行と取引関係のある企業の業務執行者ではありませんが、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、選任しております。
古屋 俊仁	――	当行と取引関係はありますが、弁護士、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

武田監査役は平成21年度中に開催の監査役会11回すべてに、また取締役会14回のうち13回に出席しております。
 高野監査役は平成21年度中に開催の監査役会11回すべてに、また取締役会14回すべてに出席しております。
 古屋監査役は平成21年度中に開催の監査役会11回のうち10回に、また取締役会14回すべてに出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のもので、現在の変化の激しい経営環境の下では、取締役報酬を業績に連動させることについては、検討が必要と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況 更新	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(社外取締役を除く)
 基本報酬 133百万円 賞与 17百万円 退職慰労金 69百万円 総額 220百万円
 監査役(社外監査役を除く)
 基本報酬 28百万円 賞与 4百万円 退職慰労金 6百万円 総額 39百万円
 社外役員
 基本報酬 9百万円 賞与 1百万円 退職慰労金 4百万円 総額 15百万円
 ※使用人兼務役員の使用人としての報酬等
 基本報酬 81百万円 賞与 9百万円 総額 90百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

監査役会において、常勤監査役から社外監査役へ、重要な会議等の状況および常勤監査役の監査実施状況を月次で報告しております。また、社外監査役を含む監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、専従スタッフを2名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項更新

〈現状の体制の概要〉

○業務執行における意思決定等について

当行の業務執行における主要な会議体は、取締役会、常務会および常勤役員会等です。

取締役会は、月1回開催し、法令等で定められた事項の他、重要な方針策定、規定制定および組織の設置等について決議を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会での意思決定を補完する役割として常務会および常勤役員会を設置しております。常務会は週1回開催し、全般的な経営管理・業務執行に関わる重要事項について審議および決議を、また常勤役員会は月1回開催し、経営に関わる諸問題について意見交換・情報共有を行っております。

○各種委員会の活用について

また、頭取の命によって、ALM委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会等を組成し、頭取の諮問事項および本部横断的に検討すべき課題等について研究・審議を行い、主要な会議体の運営を補完しております。

○監査について

当行は監査役設置会社として、独立性の高い社外監査役3名と、当行の業務に精通した常勤監査役2名によって監査役会を構成しております。

監査役5名は、必要に応じて上記の主要な会議体に参加し、意見具申を行っており、当行の意思決定に対して監視・検証を行っております。

(監査役の機能強化に関する取組状況は、「監査役と会計監査人の連携状況」「監査役と内部監査部門の連携状況」「社外監査役の選任状況」「社外監査役のサポート体制」に記載しております。)

〈現状の体制を採用している理由〉

取締役会は、各取締役の業務執行状況を監督しており、その中で、業務執行を行う経営陣から独立性を有している社外取締役は公正かつ客観的な視点に立ち、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。一方、社外監査役は、経営全般の監視と有効な助言を行っております。また、監査役会は、内部監査部門および会計監査人と相互に連携を図っており、ガバナンス体制が有効に機能する体制を敷いております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成22年6月29日開催の第107期定時株主総会の招集通知を、平成22年6月8日に発送いたしました。
その他	平成22年6月29日開催の第107期定時株主総会から、事業報告の一部を映像と音声により説明いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	<p>証券会社のお客さまを対象に経営戦略、財務状況、業績推移などを説明いたしました。</p> <p>1 平成21年9月3日開催。常務取締役経営企画部長が説明。出席者35名。 2 平成21年9月8日開催。常務取締役経営企画部長が説明。出席者43名。 3 平成21年9月10日開催。常務取締役経営企画部長が説明。出席者67名。</p> <p>当行のお客さま向けの講演会にて、頭取が経営戦略、財務状況、業績推移などを説明いたしました。</p> <p>1 平成21年6月4日開催。出席者約800名。 2 平成21年6月10日開催。出席者約650名。 3 平成22年6月2日開催。出席者約800名。 4 平成22年6月9日開催。出席者約600名。</p>	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>頭取が経営戦略、財務状況、業績推移などを説明いたしました。</p> <p>1 平成21年6月8日開催。出席者97名。 2 平成21年7月23日開催。出席者79名。 3 平成21年12月14日開催。出席者88名。 4 平成22年6月8日開催。出席者111名。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>URL http://www.yamanashibank.co.jp/investor/library/index.html 掲載IR資料</p> <p>1 決算短信・四半期決算短信 2 決算情報以外の適時開示資料 3 有価証券報告書・四半期報告書 4 ディスクローチャー誌(日本語・英語) 5 会社説明会資料など。</p> <p>フェアディスクローチャー・タイムリーディスクローチャーの観点から、ネットIRを実施しております。会社説明会(アナリスト、機関投資家向け)における頭取の説明状況を動画、音声配信するとともに、会社説明会資料を掲載しております。</p>	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報CSR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中期経営計画において、当行のあるべき姿を「地域の皆さまとともに未来を創造する質の高い金融サービス業」とし、この実現に向けて、各ステークホルダー(地域社会、お客さま、株主の皆さま、従業員)の立場を重視し、各々に目指すべき目標を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	中期経営計画の基本戦略の1つとして、「地域社会への貢献～CSRへの取組強化～」を掲げ、地域経済の活性化、地域社会貢献、環境問題に積極的に取り組んでおります。CSRへの取組状況につきましては、ディスクローチャー誌、ミニディスクローチャー誌に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行の経営姿勢や活動の方針・内容等について、ディスクローチャー誌、ホームページ、決算関係資料等を活用し、幅広く開示していく方針であります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新【基本的な考え方】

内部統制システムは、健全経営の維持および経営の透明性確保を通じて地域社会へ貢献するという当行の経営戦略実現のために、行内における組織的な取り組みを促し、各種施策を確実に遂行していく上で、不可欠な仕組みであると考えております。したがって、当行は戦略遂行の実効性を高めるという観点から、内部統制システムの構築とそのさらなる充実に向け、不断の努力をもって取り組んでいく方針であります。

【整備状況】

1. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当行は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、全ての取締役および職員の行動規範として制定したコンプライアンス規定に則り、職務を執行しております。あわせて、具体的な手引きとしてコンプライアンスマニュアルを、また実践計画としてコンプライアンスプログラムを作成し、態勢を強化しております。さらに内部通報制度を有効に活用し、組織の自浄機能の向上に努めております。

(2) コンプライアンス委員会は、当行全体のコンプライアンスに係る事項を統括・管理しております。

コンプライアンスに係る統括部署は、コンプライアンス委員会事務局を務め、各部所管業務に関するコンプライアンスへの取り組みについて統括・管理するとともに、同部署は法令等に違反する行為または違反の疑いがある行為について取締役会へ報告を行っております。

(3) 各部所店に配置されたコンプライアンス責任者は、日常業務での違法性のチェックを行うとともに、違反行為等を発見した場合は当該業務に係る所管部またはコンプライアンス担当に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当行は、取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規定に則って保存することを義務付けております。

(2) 特に株主総会議事録および取締役会議事録については、10年間の保存を義務付け、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(3) また、各取締役が関わるその他の重要な会議議事録および各種稟議書・回議書等についても、文書管理規定の定めるところに則り保存しております。

(4) 情報の漏洩・滅失・紛失が生じた場合、顧客情報安全管理要領等に則り対応しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当行は、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を定め、各種リスク管理規定に則った適正なリスク管理に努めております。

(2) リスク管理委員会は、当行全体の各種リスクに係る事項を統括・管理しております。

リスク管理に係る統括部署は、リスク管理委員会事務局を務め、各部所管業務に関するリスク管理への取り組みについて統括・管理するとともに、全てのリスクの把握に努めております。また、同部署はリスク管理状況について、必要に応じて取締役会へ報告を行っております。

(3) 危機が表面化した場合、コンティンジェンシープランに則り、円滑な業務の遂行および事業の継続性確保に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当行は、執行役員制度に基づき執行役員を置き、取締役の補佐にあたる等、取締役の職務の効率的執行の確保に努めております。

(2) 主要会議体の役割および付議基準を明確に定め、各種会議の効率的な運営を通して、取締役による迅速かつ合理的な意思決定に努めております。

(3) 業務執行を委嘱された取締役および執行役員は、各種基本規定のもと所管する各種業務に必要な規定を制定し、それらの規定に則った適正な業務を執行いたします。

(4) 取締役は、常勤役員会、常務会、部長会等の会議に出席し、当行の全般的経営管理および業務執行に関わる重要事項について協議検討を行い、業務執行の適正化および迅速化に努めております。

(5) 取締役は、各業務執行部門に中期経営計画、総合予算計画および教育研修計画を策定させるとともに、それらの達成に向けて各業務への取り組みを促し、経営計画のマネジメントにあたっております。

(6) 業務執行の適正を確保するため、監査部門は取締役会の定める内部監査規定等に則り、内部管理体制の有効性を検証しております。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ各社は、「グループ会社運営管理規定」に基づき各種業務に取り組むとともに、同規定内に記載した親会社である当行への協議・報告に関する取り決めに徹底することにより、グループ全体の業務の適正性の確保と連携強化に努めております。

(2) 当行の代表取締役頭取、代表取締役専務および所管部部長等は、グループ各社の非常勤取締役としての職務遂行を通して、企業集団としての一体性保持に努めております。

(3) グループ会社運営に関する統括部署およびコンプライアンス統括部署は、各社の代表取締役から定期的に業況およびコンプライアンスの状況等の報告をそれぞれ受けるとともに、適時指導・管理を行い、企業集団としての一体性保持に努めております。

(4) 当行内部監査部門は、グループ各社との業務監査委託契約に基づき監査を実施し、業務の適正化に努めております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当行及びグループ各社は財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、内部統制統括部署を経営企画部内に設置するなど財務報告に係る内部統制の態勢を構築するとともに、整備及び運用状況の有効性を評価することにより、財務報告の信頼性を確保しております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の配置およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当行は、監査役の職務の実効性を高めるため、監査役室を設置するとともに専任の監査役スタッフを置き、監査役の職務の補助にあたらせております。

(2) また、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、専任の監査役スタッフの人事異動・考課については、監査役会の意見を尊重しております。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、業務または経営に重大な影響を与える事項を監査役に遅滞なく報告しております。

(2) 使用人は、業務または経営に重大な影響を与える事項を監査役の出席する重要な会議において適時適切に報告するとともに、その他必要な都度遅滞なく監査役へ報告しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当行は、監査役が取締役会・常務会・その他重要な会議に出席し必要があると認めるときは意見を述べることを規定する等、監査役の監査の実効性確保に努めております。

(2) 監査役は、代表取締役および会計監査人等と定期的に意見交換を行い、内部監査部門との連携を強化し、必要と判断される要請を行う等、相互認識を深めるよう努めております。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

反社会的勢力への対応を統括する部署を定めるなど組織として対応する態勢を整備するとともに、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨みます。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

(1) 当行では、反社会的勢力への対応を統括する部署を経営管理部と定めるとともに、本部、営業店、グループ会社に不当要求防止責任者を配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

(2) 警察、弁護士等、外部の専門機関等との連携を常に密にし、有事において適切な相談・支援が受けられる態勢を整備しております。

(3) 統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(4) 反社会的勢力との対決を企業倫理の一つとして定めて、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、具体的な対応要領をマニュアル等に定めて、行内へ周知・徹底しております。また、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを一層強化するため、各種契約書や取引規定に暴力団排除条項を導入しております。

(5) 反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、定期的に職場内で研修を実施しております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

